

## 扶桑町オープンカウンタ試行要領

(令和5年12月22日要領第1号)

(趣旨)

第1条 この要領は、扶桑町の発注する物品購入について、扶桑町契約規則（昭和59年扶桑町規則第17号。以下「契約規則」という。）及び扶桑町物品等電子入札実施要綱（令和5年扶桑町要綱第51号）に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「オープンカウンタ」とは、物品購入の発注について、その相手方を特定せずに案件を公開し、一定の要件を有する者で当該見積りに参加を希望する者（以下「参加者」という。）から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の見積価格を提示した者と契約を締結する方法をいう。

(参加資格)

第3条 参加者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、案件の公開の日の前日から契約の相手方の決定までの間において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 扶桑町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 扶桑町から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 扶桑町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年9月4日付け丹羽郡扶桑町長・扶桑町教育委員会教育長・愛知県犬山警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) その他案件ごとに定める資格を満たす者であること。

(対象案件)

第4条 オープンカウンタによることができる物品購入は、契約規則第27条で規定する随意契約の限度額以下であり、契約担当課へ依頼された案件のうち、仕様書、業種等を考慮して決定するものとする。

(電子入札サブシステムの利用)

第5条 オープンカウンタの実施は、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札サブシステム（以下「電子入札サブシステム」という。）により行うものとする。

2 見積りに係る物品の仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、電子入札サブシステムにより閲覧に供するものとする。

(紙見積りによる参加)

第6条 前条の規定にかかわらず、パソコン等のシステム障害ほか参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合は、書面による見積り(以下「紙見積り」という。)により参加することができる。

2 紙見積りを希望する参加者は、見積受付期間終了時まで紙見積参加承認願(様式第1)により申請し、紙見積審査結果通知書(様式第2)により承認を得るものとする。

(同等品の提案及び承認)

第7条 対象となる物品の同等品を提案する場合には、案件ごとに定める期限までに、物品購入を担当する課に提案を行い、当該課の承認を得るものとする。

(質問及び回答)

第8条 参加者は、仕様書等に質問がある場合は、案件ごとに定める期限までに質問を行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、案件ごとに定める期限までに、電子入札サブシステム等により行うとともに、他の参加者に対しても行うものとする。

(見積書の提出)

第9条 参加者は、案件ごとに定める方法により見積書を作成し、提出期限までに電子入札サブシステムにより提出するものとする。ただし、第6条第2項により紙見積りによる参加承認を受けた者については、紙見積書(様式第3)を契約担当課に直接提出するものとする。なお、別途指定がある場合は、その方法に従うものとする。

(資料の提出)

第10条 契約担当者は、見積書の提出に際し参加者に資料の提出を求める場合は、電子入札サブシステムの添付機能を利用して提出させるものとする。ただし、紙見積りでの参加者については、見積書に書面による資料を添付して契約担当課に直接提出するものとする。

(参加資格の確認)

第11条 契約担当者は、見積書の提出を受けた後において、参加資格を有する者であることを確認するものとする。

(契約の相手方の決定)

第12条 契約担当者は、契約規則第13条に規定する無効事項に該当しない者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した

者を契約の相手方と決定する。

(くじによる相手方の決定)

第13条 前条の場合において、同価の見積りをした者が2者以上あるときは、電子入札サブシステムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。

2 紙見積参加者は、見積書にくじ番号(任意の3桁の数値)を併記して提出するものとする。ただし、くじ番号の記載のない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者がいない場合の手続き)

第14条 予定価格の範囲内で有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

2 不調となった場合又は参加者がいない場合は、仕様書等又は参加資格を変更することにより、再度オープンカウンタで行うことができるものとする。

(決定の通知)

第15条 契約担当者は、オープンカウンタにより契約の相手方が決定したときは、電子入札サブシステムにより決定業者にその旨を通知するものとする。ただし、紙見積りにより行った者に対しては、電話その他確実な方法により通知するものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。